

ふるさとテレワーク推進会議 開催要綱(案)

1 目的

総務省では、昨年10月から地方創生に向けたテレワークの有効活用の在り方について「地方のポテンシャルを引き出すテレワークやWi-Fi等の活用に関する研究会」において検討を行い「いつもの仕事がどこでもでき、東京の仕事をそのまま地方で続けられる」という、テレワーク本来の特性を最大限引き出す「ふるさとテレワーク」が提言された。この「ふるさとテレワーク」の普及促進を図るため、本年3月末に「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」に係る提案の公募を行い、15件を採択することとなった。

今後、これら各事業の実施状況の進捗を把握し、助言を行うとともに「ふるさとテレワーク」の周知啓発等を行うことを目的として「ふるさとテレワーク推進会議」を開催することとする。

2 検討課題

- (1) 各地域実証事業の進捗の把握及び助言
- (2) 「ふるさとテレワーク」等の周知・啓発活動
- (3) 実証事業終了後の全国的な普及展開策や共通基盤の在り方の検討
- (4) その他

3 構成及び運営

- (1) 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本会議に主査を置く。
- (3) 主査は、本会議を招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、あらかじめ主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本会議を招集する。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本会議の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

4 議事の公開

- (1) 本会議の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と主査が認める場合
- (2) 会議終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

5 開催期間

本会議は、平成27年9月29日(火)から開催し、半年程度を目途とする。

6 庶務

本会議の庶務は、情報流通行政局情報流通振興課において行う。

(別紙)

構 成 員 名 簿

(敬称略、主査を除き 50 音順)

主査	谷川 史郎	(株式会社野村総合研究所 理事長)
	会田 和子	(株式会社いわきテレワークセンター 代表取締役社長)
	天野 浩史	(日本マイクロソフト株式会社 シニアインダストリーマネージャー)
	一瀬 正則	(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 担当部長)
	大南 信也	(特定非営利活動法人グリーンバレー 理事長)
	川島 宏一	(筑波大学大学院 システム情報工学研究科 教授)
	川原 均	(株式会社セールスフォース・ドットコム 取締役社長兼COO)
	田澤 由利	(株式会社テレワークマネジメント 代表取締役)
	続橋 聡	(日本経済団体連合会 産業技術部本部長)
	富樫 美加	(日本テレワーク協会 事務局長)
	花形 照美	(株式会社リクルートホールディングス ソーシャル エンタープライズ推進室長)
	比嘉 邦彦	(東京工業大学大学院 教授)
	平井 琢二	(徳島県政策創造部 地方創生局 地方創生推進課 課長)
	松村 茂	(東北芸術工科大学 教授)
	宮崎 恵	(株式会社日本工業新聞社)